

令和 8 年 9 月定例会の結果

- 1 請願
- 2 陳情
- 3 資料（請願・陳情文書表）

1 請願

番号	件 名	結 果
請願第 4 号	静岡市立清水病院の指定管理者移行をやめ静岡市の直営で運営することを求める請願	不採択

2 陳情

番号	件 名	結 果
陳情第 6 号	静岡市立清水病院の指定管理者制度移行に関する市民への十分な説明と慎重な審議を求める陳情書	不採択

3 資料（請願・陳情文書表）

（請願第4号）

厚生委員会
（令和8年9月17日受付）

静岡市立清水病院の指定管理者移行をやめ静岡市の直営で運営することを求める請願

請 願 者 清水区の医療を考える会
静岡市清水区
共同代表 全日本年金者組合清水支部 支部長 青島 広行
静岡市清水区
共同代表 清水民主商工会 会長 高橋 功
静岡市清水区
共同代表 新日本婦人の会清水支部 支部長 平井 千恵子
静岡市清水区
清水の医療を守る会 代表 畑 芳明

紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

静岡市立清水病院の運営を、指定管理者に移行する為の条例が、令和8年9月15日に提出されました。私達は、このことについて、指定管理者に移行した場合、「清水区の医療が崩壊しかねない」という懸念を表明してきました。具体的には

- （1）行政の責任は、住民の生命と暮らしを守ることにあるのに、静岡市立清水病院の経営が赤字だから指定管理にするというのは、正しいことなのか？
- （2）指定管理になった場合、医師・看護師・コメディカル（他の医療従事者）は、何人確保できたのか？報道では、「めど」がついたとなっていますが、具体的説明が求められます。
- （3）①また、救急医療の確保は大丈夫か？ ②小児医療はどうなるのか？
③周産期医療は心配ないのか？ ④病院と診療所の連携はどうなるのか？ など
市民に納得のいく説明が必要だと思います。
- （4）そして、清水区民の問題なのに、説明もなく、市民参画手続きが不十分ということです。

以上の様なことから、区民への説明会をはじめ、区民の理解と納得を得た上で、条例改正を議会へ諮るべきではないでしょうか？

市民が安心して暮らし、市内どこでも医療格差のない静岡市にすることは、行政の重要な責任です。また、静岡市に住んで良かったと思えることが、市政発展の為にも、今、一番大事なことだと思います。

以上のことから、下記の事項について実現されるよう、請願します。

【請願項目】

- 1 静岡市立清水病院の指定管理者への移行はやめ、静岡市の直営で運営すること。
- 2 静岡市立清水病院の運営については、市民や関係者の意見を十分に聞きながら、すすめる事。

(陳情第6号)

厚生委員会
(令和8年9月17日受付)

静岡市立清水病院の指定管理者制度移行に関する市民への十分な説明と
慎重な審議を求める陳情書

陳 情 者 静岡市葵区 長尾 徹

【陳情趣旨】

静岡市立清水病院について進められている指定管理者制度への移行は、清水地域の医療提供体制、市民の受療環境、病院職員の雇用や勤務条件などに大きな影響を及ぼすおそれがあります。

よって静岡市議会に対し、市民への十分な説明と合意形成、医療提供体制への影響検証、市立清水病院の機能をそのまま継続することや、職員の処遇に関する具体的な整理が完了しないまま指定管理者制度へ移行することがないよう市に求めることを陳情します。

【陳情の理由】

市立清水病院をめぐっては、静岡市が指定管理者制度の導入と清水厚生病院との一体的運用を進め、2027年4月の移行を目指す方針を示しています。静岡市は、市立病院として存続させる一方で、指定管理者制度により経営改善と地域医療体制の維持を図る考えを示しています。

しかし、この移行については、地域医療の維持、入院機能や外来機能の実質的な確保、医療従事者の確保、職員の勤務条件や身分の取り扱いなど、市民と職員の双方にとって重要な論点が残されています。静岡市は、医療水準の確保や働きやすい職場環境の整備を進めると説明していますが、現時点でなお、これから整理や説明を進めるとしている事項が膨大にあります。

また、報道では、病院職員の間将来への不安が広がっていることもうかがえます。制度移行が拙速に進めば、医療人材の流出や現場の混乱を招き、結果として市立清水病院が基本方針として掲げている「信頼される医療を実践すること」に支障が生じ、地域医療支援病院としての役割を果たすことが困難となるおそれがあります。

市立清水病院は、清水地域の基幹的な公立病院として重要な役割を担っています。だからこそ、経営上の事情のみを優先して制度移行を急ぐのではなく、地域医療への影響を十分に検証し、市民、患者、職員への丁寧な説明と合意形成を尽くすことが必要です。

よって、静岡市議会におかれましては、下記事項を実現するよう強く求めます。

【陳情項目】

- 1 静岡市立清水病院の指定管理者制度への移行について市議会において十分な審議を尽くすこと。
- 2 清水地域の医療提供体制への影響について、市当局の意向・方針だけでなく、第三者

的かつ客観的な検証を行い信頼される医療を実践すること。

- 3 指定管理者制度移行にあたっての災害時及び感染症発生時の清水区の医療体制について明確にすること。
- 4 患者、市民への分かりやすい説明会の場を十分に設け、市民からの意見を聴取すること。
- 5 職員の雇用、処遇、勤務条件、医療提供体制の継続性について、職員が不安を抱えたまま移行することのないよう、誠実な労使協議を尽くし合意形成を行い、職員の大量離職や医療人材の流出を招かないよう必要な対策を講じること。
- 6 指定管理者による運営が困難となった場合の市の責任と対応についても移行前に明確にしておくこと。
- 7 検証と説明、合意形成が尽くされるまでは、制度移行に関する最終決定を行わないこと。